

大阪市前立腺がん検診有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 本市が市民を対象とする前立腺がん検診において、効果的かつ効率的ながんの予防及び早期発見を図るため、検診の実施方法等について外部の有識者の意見を聴取することを目的として、「大阪市前立腺がん検診有識者会議（以下「会議」という。）」を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 前立腺がん検診の実施方法に関すること
- (2) その他前立腺がん検診の精度管理に関すること

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから局長が委嘱（委託）する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、施行日から令和7年3月31日までとする。

第6条 会議の庶務は、健康局健康推進部健康づくり課において行う。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。